

## 介護報酬算定に係る体制等に関する届出の手続き

### 通所介護

- 届出が毎月15日以前に県に受理された場合 → 翌月から算定
- 届出が毎月16日以降に県に受理された場合 → 翌々月から算定

### 提出書類

- ・(別紙2)介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>
- ・(別紙1)介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

事 項	添 付 書 類
地域区分	・なし
施設等の区分	・事業所規模算定表
職員の欠員による減算の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1)</li> <li>※減算開始時・・・人員欠如が発生した月の実績</li> <li>※減算解消時・・・人員欠如が解消された月の実績</li> <li>・看護職員の免許証の写し</li> <li>※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。</li> <li>※看護職員の欠如が解消された場合のみ</li> </ul>
高齢者虐待防止措置実施の有無	・なし
業務継続計画策定の有無	・なし
時間延長サービス体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程の変更届</li> <li>※「延長サービスを行う時間」の規定が必要</li> </ul>
共生型サービスの提供 (生活介護事業所) (自立訓練事業所) (児童発達支援事業所) (放課後デイサービス事業所)	・なし
生活相談員等配置加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1)</li> <li>・生活相談員の資格を証する資格証等の写し</li> <li>・生活相談員配置等加算に係る届出書(別紙21)</li> </ul>
入浴介助加算(I・II)	・浴室の状況のわかる平面図および写真等

<p>中重度者ケア体制加算</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1)</li> <li>※算定を開始する月の勤務予定表</li> <li>・中重度者ケア体制加算算定表(別紙 22、22-2)</li> <li>・看護師または准看護師の免許証の写し</li> <li>※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。</li> </ul>
<p>生活機能向上連携加算</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活機能向上連携加算に係る届出書(独自様式)</li> </ul>
<p>個別機能訓練加算 (Iイ・Iロ・II)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1)</li> <li>※算定を開始する月の勤務予定表</li> <li>・機能訓練指導員の資格を証する免許証または資格証の写し</li> <li>※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。</li> </ul>
<p>ADL 維持等加算[申出]の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>
<p>認知症加算</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症加算算定表(別紙 23、23-2)</li> <li>・認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修または認知症介護実践者研修の修了証の写し</li> <li>・勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1)</li> <li>※算定を開始する月の勤務予定表</li> </ul>

<p>若年性認知症利用者受入加算</p>	<p>・なし</p>
<p>栄養改善加算</p>	<p>・勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1)  ※管理栄養士を事業所の職員として配置している場合のみ提出。  ・栄養改善加算に係る届出書(独自様式)  ・管理栄養士の免許証の写し  ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。</p>
<p>栄養アセスメント加算</p>	<p>・勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1)  ※算定を開始する月の勤務予定表  ・管理栄養士の免許証または資格証の写しまたは外部の管理栄養士との連携がわかる契約書などの写し  ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。</p>
<p>口腔機能向上加算 (I・II)</p>	<p>・勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1)  ※算定を開始する月の勤務予定表  ・言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員の資格を証する免許証または資格証の写し  ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。</p>
<p>科学的介護推進体制加算</p>	<p>・なし  ※LIFE への登録が必要です。</p>

<p>サービス提供体制強化加算 ( I・II・III )</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供体制強化加算に関する届出書 (別紙 14-3)</li> <li>・サービス提供体制強化加算算定表(独自様式)</li> <li>・サービス提供体制強化加算算定表(別表)(独自様式)</li> <li>・勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1)</li> <li>※前年度各月(3月を除く)の勤務実績表</li> <li>※前年度の実績が6月未満の場合(新規開設、再開の場合を含む。)</li> <li>・届出月の前3か月の勤務実績表</li> <li>※備考欄等で「介護福祉士／勤続年数7年以上／勤続年数 10 年以上」がどなたか分かるように記載してください。</li> <li>・介護福祉士の資格証の写し</li> <li>※加算の内容によっては不要なものもあります</li> </ul>
<p>介護職員等処遇改善加算</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定しようとする前々月の末日までに介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書を提出する必要があります。</li> </ul>

(注)

1. 算定要件を満たさなくなる場合は、速やかに届出を行うとともに、その事実が発生した日から加算の算定は行わないでください。
2. 重複する添付書類は、1部のみ提出してください。
3. 上記に掲げる添付書類以外にも、確認のために書類等の提出を求める場合があります。